

北部・離島地域振興対策実施要領

第1 趣旨

農林水産物条件不利性解消事業補助金要綱(令和4年4月1日付農流第48号以下「要綱」という。)第3条第1項第2号の北部・離島地域振興対策の実施については、要綱の定めるところによるほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

本事業は、北部・離島地域における基幹産業である農林水産業の持続的な維持増進を図るため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1. 事業の概要

- (1) 知事は、北部市町村及び離島市町村(以下「市町村」という。)が定める地域特産物の県内外への出荷コストの負担軽減(北部市町村については、県外への出荷のみとする。以下「域外出荷」という。)を図るため、地域振興計画を策定した市町村に対し、予算の範囲内で所要額を補助する(以下「本事業」という。)
- (2) 市町村は、本事業による交付の決定を受けて、生産振興計画に登録された事業者(以下「受益者」という。)の地域特産物の域外出荷コストの負担軽減を図るため、指定物流事業者(以下「補助事業者」という。)に対して予算の範囲内で所要額を補助する(以下「市町村事業」という。)
- (3) 補助事業者は、市町村事業による交付の決定を受けて、受益者に請求する取引額(以下「請求額」という。)に対し、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らし、適切な方法により必要な割引処理(値引き又は割戻し等)を図るものとする。ただし、当該処理は、補助事業者が受益者との取引条件により形成される商取引上の請求する額の範囲内で、本事業の定め に反しない限り、合理的な経営判断に基づき、補助事業者において決定されるものとする。

2. 要綱別表第2の交付率に関する事項

- (1) 離島市町村に適用される基本額は、旧要綱に基づく補助事業の実績(域外出荷される品目及び輸送方法別の県外出荷量)等に照らし、出荷特性に応じた基本額を設定する。また、持続可能な離島・本島間の地域物流ネットワークの構築に向けて地域共同出荷の取組を推進する観点から、品目別ではなく地域単価方式によるものとする。
- (2) 本事業の補助額は、要綱別表第6の例によるものとする。
- (3) 補助金の算定根拠となる請求額は、受益者別に整理された額を集計した額とする。
- (4) 補助金の算定根拠となる輸送実績の数量は、補助事業者と受益者において相互確認が完了した書面(以下「出荷取扱証明」という。)に記載された重量とする。ただし、出荷取扱証明の作成は受益者が行い、補助事業者は自らの輸送実績等と重大な虚偽や誤謬がないことを確認する。

第3 市町村事業に関する実施基準

1. 生産振興計画に関する事項

- (1) 市町村は、要綱別表第8に基づき受益者を特定するため、生産振興計画を作成する。

(2) 受益者の登録基準は、要綱別表第8のほか、次に掲げるものとする。

食品加工事業者は、市町村内において産出された農林水産物を加工し、飲食料品の原料又は材料として販売する者であり、かつ、当該市町村内に生産設備等(課税台帳に当該資産が登録されていること)を有している者であり、直近1年間に確定申告等を行っていること。ただし、市町村民税の滞納の事実が確認されたときは、適格性がないものとする。

(3) 市町村は、受益者を特定する手続(以下「生産振興計画登録申請手続」という。)に関し、庁内の関係機関(農業委員会、市町村税務当局等)と連携して、当該申請内容に関する適格性の審査を行うものとする。ただし、登録申請の期間は、市町村が別に定めるものとし、天災地変その他登録申請者の責に帰すべき事情がない限り、その指定した期限を過ぎたときは受理しないものとする。

(4) 市町村は、受益者に対し、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告を、次に定める期限まで提出させるものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の報告は、8月20日までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の報告は、10月20日までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の報告は、2月10日までとする。

エ 1月から3月までの報告は、3月10日までとする。

(5) 市町村は、受益者より取下げの意向があるときは、要綱第7条の例により処理を行い、速やかに当該事実を補助事業者に対し、通知しなければならない。

2. 補助事業者となる指定物流事業者に関する事項

(1) 市町村は、知事が別に定める手続により物流事業者を選定し、この事業者に対して要綱の例により補助金の交付を決定する。

(2) 選定事業者は交付申請にあたり、次の掲げる書類を添付しなければならない。

ア 第2種貨物利用運送事業者であることを証する書類

イ 納税証明(国税、県民税、市町村民税)及び青色申告事業者であることを証する書類

ウ 印鑑登録証明

エ 法人登記事項全部証明書

オ 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類(令和5年度より適用)

カ 直近の税務申告書(法人事業概況説明書)の写し

ク 補助事業者履行義務誓約書

ケ 暴力団排除に関する誓約書

(2)の2 選定事業者のうち共同企業体方式のときは、当該協定書のほか、それぞれの構成員ごとに関係書類を添付しなければならない。ただし、消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、消費税法に基づき税務署長に提出され、適正に受理されたと確認できる「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」の写し(受理が確認されるもの)とする。

(3) 市町村は、選定事業者より交付の申請があったときは、当該申請書にかかる書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知する(以下「補助事業者」という。)。ただし、市町村は補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付の申請に対して条件を附して交付の決定をすることができる。

(4) 市町村は、補助事業者に対し、事業遂行状況及び事業実績の報告を、次に定める期限まで提出させるものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の報告は、8月20日までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の報告は、10月20日までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の報告は、2月10日までとする。

エ 1月から3月までの報告は、3月10日までとする。

(5) 市町村は、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告を審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付する額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。また、この通知による補助事業者の請求に対して、次に定める期限まで支払うものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の交付額の支払いは、9月までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の交付額の支払いは、11月までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の交付額の支払いは、2月までとする。

エ 1月から3月までの交付額の支払いは、3月31日までとする。

第4 要綱別表第2の事業実施主体の特例(市町村特例)

(1) 市町村は、次の要件を充たす者を地域特産物流通事業者として指定することができる(以下「指定流通事業者」という。)。ただし、当該指定にあたっては、あらかじめ知事と協議しなければならない。

ア 要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)に定める事業者であること。

イ 該当する事業年度の前年度出荷実績が、要綱別表第5(出荷規模の基準)の令和6年度基準を充たしている事業者であること。なお、令和6年度基準のうち鮮魚等とモズクは分別することなく、水産物としての合計量750トン以上とする。ただし、令和6年度の事業年度以降は、令和7年度基準を準用し、従前の例により適格性を審査する。

(2) 指定流通事業者は、市町村が指示する特定地域特産物に係る域外出荷に関して、地域の生産者と緊密に連携し、一般に公正妥当と認められる取引条件に基づき地域共同出荷を図らなければならない。

(3) 特定地域特産物は、市町村が要綱別表第1の対象区分の中から指定することができる。ただし、対象区分のうち鮮魚等とモズクは水産物として1つの指定とみなすものとする。また、指定の方法は、市町村が定める公示の例による。

(4) 前号までの手続を完了したときは、地域振興計画及び生産振興計画の手続きを完了したものとみなす。

(5) 指定流通事業者は、知事に交付申請をすることができる。ただし、要綱第5条の申請は、市町村の第一次審査を経て、知事に進達されなければならない。また、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告についても、市町村の第一次審査を経て進達される書類を、知事は要綱第12条及び第13条に基づき処理する。

(6) 指定流通事業者の報告義務は、第3の1の(4)で定める受益者の報告義務と同じ取扱とする。ただし、知事又は市町村の指示があるときは、この限りでない。

(7) 指定流通事業者は、地域共同出荷を担う公益的な役割があることを十分認識し、市町村と緊密に連携するとともに、地域の生産者から信頼される存在でなければならない。なお、市町村は、指定流通事業者の行動や態様が公益的な見地から看過できないものと認定したときは、指定を取り消すことができるものとする。

(8) 指定流通事業者に対する予算配分により、市町村に対する予算配分が影響を受けないよう十分配慮する。

(9) 指定流通事業者のその他の必要な定めは、別に定めるものとする。

第5 その他の執行上の取扱

本事業は、要綱及び本要領の定めによるほか、適正かつ円滑な執行を図るため、その他の必要な事項を別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 市町村は、令和4年度の指定物流事業者を、市町村が定める公示の例により、令和6年度事業まで指定を延長することができる。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 補助事業者履行義務誓約書に反する行為のうち、必要な是正指導等を行っても適正な状態に回復することが期待できないと公益的な見地から判断されるとき。
 - (2) 暴力団排除に関する誓約書に反する行為をしたとき。
 - (3) 受益者との信頼関係が失われたと公益的な見地から認定できる行為があるとき。
- 3 市町村は、知事が別に定める手続により物流事業者を選定できなかったときは、知事と協議し、物流事業者を指名することができる(以下「指名物流事業者」という。)。ただし、地域の特殊事情により、なお指名物流事業者が存在しないときは、知事と別途協議しなければならない。
- 4 市町村は、要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)により受益者を特定するとき、他の市町村に住所地を有する者であっても、当該地域において法令に反しない限り、継続・反復して生産活動に従事している者と客観的に認定できる限り、要綱に基づき適正に取り扱うものとする。ただし、地域の生産者から疑義が呈されたときは、農業委員会その他の関係機関と協議して、関係法令に照らして、必要かつ一般的に妥当な措置を講じることができるものとする。
- 5 市町村は、要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)で定める事業所得にかかる販売額の基準に関して、新規就業者その他受益者となり得る者の生産計画の事由により、当該基準を充たさないときは、地域の関係者からの聞き取り等により、本事業の目的に反しない限り、特例的に処理することができるものとする。
- 6 市町村と指定流通事業者の要綱第5条の交付申請に関する取扱は、次のとおりとする。
 - (1) 市町村は、令和4年度に限り、事業実施期間を「令和4年9月1日又は10月1日から令和5年3月31日まで」とする。なお、ここで定める始期としないときは、知事と別途協議しなければならない。
 - (2) 指定流通事業者は、事業実施期間を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とし、令和5年度以降についても、要綱別表第2の事業実施期間に定める補助事業者(北部・離島市町村)の例による。
- 7 指定流通事業者の取扱に関しては、北部・離島地域振興対策の趣旨・目的に反しない限り、競争条件不利性改善対策に関する取扱の例を参酌し、適正かつ円滑にこれを運用する。
- 8 指定流通事業者は、特定地域特産物に関する地域共同出荷を担う公益的な役割を担う者であるため、市町村は、指定にあたり地域内に複数の類似の生産者の組織又は団体があるときは、生産者組織等の連携(物流委託、販売委託など)を促すとともに、地域の実情を十分に斟酌した上で共同企業体方式の例により、地域共同出荷組織体の組成に関する助言等を行うものとする。なお、これにより地域共同出荷組織体が組成されたときは、これを指定流通事業者とすることができる。また、隣接する市町村間、又は経済圏を同じくする市町村間の協議により、同一の経済圏における特定地域特産物を担う指定流通事業者を市町村が共同して指定することができる。ただし、競争条件不利性改善対策の補助事業者を指定することはできないものとする。
- 9 令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金交付要綱に基づき農林水産物の輸送費補助に関する市町村事業を実施してきた離島市町村のうち、指定しようとする地域の事業者に関して本要領第4の(1)のイの基準に該当しないとき、地域の特殊事情に照らし、なお市町村特例を実施する必要性があると当該市町村が判断したときは、知事と協議しなければならない。
- 10 前項までのほか、市町村が地域の実情にかんがみ、公益的な見地から特別の配慮が必要なときは、速やかに知事と協議をしなければならない。なお、知事がこれに同意したときは、市町村が定める公示の例により、速やかに関係者に対し、市町村が定める特例措置の制定理由、内容及び適用期間等の必要な事項を周知しなければならない。

様式一覧

番号	様式名	摘要
要領別記第1号様式	交付申請書	指定物流事業者関係
要領別記第2号様式	遂行状況報告書	指定物流事業者関係
要領別記第3号様式	実績報告書	指定物流事業者関係
要領別記第4号様式	事業実績確認書	指定物流事業者関係
要領別記第5号様式	登録申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第6号様式	遂行状況報告書	生産振興計画登録関係
要領別記第7号様式	実績報告書	生産振興計画登録関係
要領別記第8号様式	取下申請書	指定物流事業者関係
要領別記第9号様式	変更承認申請書	指定物流事業者関係
要領別記第10号様式	中止(廃止)	指定物流事業者関係
要領別記第11号様式	概算払請求書	指定物流事業者関係
要領別記第12号様式	精算払請求書	指定物流事業者関係
要領別記第13号様式	取下申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第14号様式	変更承認申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第15号様式	中止(廃止)	生産振興計画登録関係
別紙様式第1号	事業実施提案書の提出届	指定物流事業者関係
別紙様式第2号	指定物流事業者履行義務誓約書	指定物流事業者関係
別紙様式第3号	登録事業者履行義務誓約書	生産振興計画登録関係
別紙様式第4号	暴力団排除に関する誓約書	共通
別紙様式第5号	指定物流事業者遂行状況明細書	指定物流事業者関係
別紙様式第6号	出荷取扱証明	共通

番号	様式名	摘要
要領別記第 16 号様式	協議書	指定流通事業者関係
要領別記第 17 号様式	交付申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 18 号様式	遂行状況報告書	指定流通事業者関係
要領別記第 19 号様式	実績報告書	指定流通事業者関係
要領別記第 20 号様式	取下申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 21 号様式	変更承認申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 22 号様式	中止(廃止)	指定流通事業者関係
要領別記第 23 号様式	概算払請求書	指定流通事業者関係
要領別記第 24 号様式	精算払請求書	指定流通事業者関係